



ひとり親家庭の医療費助成制度

ひとり親家庭や両親のいない児童に対し、保険診療の自己負担分を助成します。

■対象者

- ・18歳までの子どもを持つひとり親家庭の父または母等
- ・18歳に到達した日以後、最初の3月31日までの間にある子ども

※婚姻の届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の状態の人は対象外

■条件

世帯全員の所得税が非課税または、世帯の総所得額が200万円以下であること

■手続きに必要なもの

印鑑・世帯全員の健康保険証(戸籍・所得証明が必要な場合があります)

※現在受給中の方は6月が更新月です。該当する方は5月中旬に更新のお知らせを送付しています

■問い合わせ

市役所市民保険課

■補助対象外工事

- ・他の助成制度の対象となる工事
- ・新築・増築工事
- ・造園工事、外構工事・解体工事等
- ・太陽光パネル設置、家電製品や家具等の購入設置、カーテン・カーペットの張り替え等、その他リフォームと見せないもの

■外国人登録証明書をお持ちの特別永住者 中长期在留者の方へ

外国人登録証明書から特別永住者証明書、および在留カードへの早めの切り替えをお願いします。

▼特別永住者の方へ

24年7月9日に外国人登録制度は廃止されました。外国人登録証明書をお持ちの方は、みなし期間が満了する日までに、外国人登録証明書を特別永住者証明書に切り替える必要があります。

■外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間(有効期間)

- ① 24年7月9日の時点で16歳以上だった方
- ② 27年7月8日までに誕生日を迎える方 ↓ 27年7月8日まで

■申請場所

最寄りの地方入国管理局もしくは同支局、またははこれらの出張所

※空港支局や空港(港)出張所を除く

詳細は入国管理局のホームページでご確認ください。

■入国管理局ホームページ

<http://www.immi-npoj.go.jp/keiziban/pdf/kiikaenosiase.pdf>

■問い合わせ

市役所市民保険課

広告

高知県で失敗しないお墓づくり

高知県内で2,000人以上の方に読まれている小冊子です。

先着50名様 無料プレゼント

●何を決めれば良いのか分からなかった、とあえげず小冊子を読みました。私たちにとても非常に参考になりました。お墓へ初めて行ったときは「ああ、良かった」と声が出ました。(M様 高知市)

●冊子を読み進めていく中で、どの石屋さんからも説明のないことがたくさん書かれてあり驚きでした。ただ、自分でも知識を付けたいと良いお墓はできないんだと。完成したお墓は自分で創り上げた気持ちで思いの詰まったものとなりました。(M様 南国市)

●インターネットで小冊子を読んだことがきっかけで、お墓を作ろうと思いました。石材店へ足を運ぶことは不安でしたが、親切な納得のゆく説明を受けこの人なら信頼できると直感し完成した墓は実に立派でした。(Y様 土佐山田町)

お申込みは今すぐ!

電話 0120-641-148 (午前8時～午後6時、年中無休)

〒783-0006 高知県南国市篠原104-2(有)三代目 竹内石材「高知県で失敗しないお墓づくり」小冊子プレゼント係 TEL.088-864-1330 ※頂いた住所とお名前は、小冊子やご案内をお送りする以外には使用致しません

ひとり親家庭の医療費助成制度

その他

住宅リフォーム助成事業

市民の方が所有し、居住する個人住宅で、10万円以上の住宅リフォーム工事を市内業者を利用して行う場合、工事費の20%(限度額20万円)を予算の範囲内で補助します。

■対象

香南市に住民登録をして、現に対象住宅に居住している方で、市税を滞納していない方

■補助対象工事

- ・修繕・補修・模様替え工事
- ・住宅の耐久性を高める工事
- ・住宅の安全上、または防災上必要な工事
- ・住宅の居住性を良好にするための工事

■補助対象外工事

- ・他の助成制度の対象となる工事
- ・新築・増築工事
- ・造園工事、外構工事・解体工事等
- ・太陽光パネル設置、家電製品や家具等の購入設置、カーテン・カーペットの張り替え等、その他リフォームと見せないもの

「児童手当」について

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに、児童を養育している方を対象に支給するものです。



現況届の提出について

児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届けは、毎年6月1日における子どもの養育状況等を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

現況届の用紙は6月初旬に提出の必要がある方全員に郵送します。届きましたら6月末までに提出してください。現況届が未提出の場合は、6月分以降の手当を支給することができませんので、忘れずに提出してください。

■支給対象 0歳～中学生までのお子さんを養育している方

所得制限

扶養親族の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※24年6月分から適用

■支払額 ※所得制限は24年6月分から

0～3歳未満	15,000円/月
3歳～小学生(第1,2子)	10,000円/月
3歳～小学生(第3子以降)	15,000円/月
中学生	10,000円/月
所得制限以上の方の児童	5,000円/月

支給時期

原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。支給日は定期月の10日です。

※10日が金融機関が休日の場合はその直前の平日

申請に必要なもの

- 印鑑
 - 申請者名義の金融機関・口座番号
 - 申請者の健康保険証(国保以外の方)
- ※申請者…家計の主となっている保護者
※香南市外に児童の住所がある場合は、児童の属する世帯全員の住民票(続柄の入ったもの)が必要で

①注意:認定請求等をした日の属する月の翌月分から支給されます。ただし、月末の出生・転入等で請求手続きが翌月になる場合は、出生・転入等の翌日から15日以内に請求すれば、出生・転入等の属する月の翌月分から支給されます(公務員の方は勤務先で申請をしてください)。

手続きの流れ

- ①準備 ↓ ②補助金の事前申込 ↓ ③事前申込結果通知 ↓ ④補助金交付申請 ↓ ⑤補助金交付決定 ↓ ⑥工事契約 ↓ ⑦工事完成 ↓ ⑧実績報告 ↓ ⑨補助金確定通知 ↓ ⑩補助金請求 ↓ ⑪補助金支払い

■受付期間 7月1日(水)～12月10日(木)

■問い合わせ

市役所建設課

■外国人登録証明書をお持ちの特別永住者 中长期在留者の方へ

外国人登録証明書から特別永住者証明書、および在留カードへの早めの切り替えをお願いします。

▼特別永住者の方へ

24年7月9日に外国人登録制度は廃止されました。外国人登録証明書をお持ちの方は、みなし期間が満了する日までに、外国人登録証明書を特別永住者証明書に切り替える必要があります。

■外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる期間(有効期間)

- ① 24年7月9日の時点で16歳以上だった方
- ② 27年7月8日までに誕生日を迎える方 ↓ 27年7月8日まで

障害者福祉医療費助成の更新について

◆更新申請をまだしていない方へ

現在のこの制度を利用している方で、受給者証(証の色:水色・黄色)の有効期限が27年6月30日までとなっている方は、引き続きこの制度を利用するには更新の申請が必要です。

■対象

身体障害者手帳1～3級、もしくは療育手帳A1、A2、B1、B2をお持ちの方で、すでに認定を受けている方

※該当する方には更新のお知らせを送付しています

■申請期限 6月15日(月)

■申請場所

市福祉事務所(のいちふれあいセンター内)、またはお近くの各支所

■手続きに必要なもの

印鑑・健康保険証・身体障害者手帳または療育手帳

■所得制限

65歳未満の方は世帯の総所得が200万円以下、65歳以上の方は世帯全員の住民税が非課税

■問い合わせ

市福祉事務所



子育て世帯臨時給付金

■支給対象者

- ・27年5月31日時点で住民票が香南市にある方
- ・27年6月分の児童手当を受給する方

※ただし、特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給している方は対象となりません

■対象児童

「支給対象者」の27年6月分の児童手当の対象となる児童

■支給額 対象児童1人につき3,000円

※給付金の支給開始は10月から予定しています

■申請期間 6月8日(月)～11月30日(月)

■申請先

香南市市民保険課、各支所

※申請書は、児童手当現況届と併せて郵送します。詳しい申請方法については、市ホームページでも確認できます

▼給付金を装った詐欺にご注意ください!

市・県・国などが、給付のために手数料などを現金で請求したり、入金を依頼することは絶対にありません。

■問い合わせ

市役所市民保険課